

書類審査と面接審査時における同点の場合の取扱いについて

1 応募者が6団体以上で第1次審査としての書類審査を行う場合

(堺市金岡公園プール・大浜公園プール及び堺市泉ヶ丘プールの選定のみ)

- ① 書類審査の採点の結果、各採点委員の採点の合計得点が上位の5団体を面接審査を行う団体として選定する。
- ② 上位5番目の団体の合計得点が同点となった場合は、選定基準中の「条例に定める指定の要件」欄の項目に優先順位を付した別記「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第1位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位の団体を、面接審査を行う団体として選定する。ただし、第1位の項目の合計点が同点だった場合には、第2位の項目の合計点を比較する。
以下、第6位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、面接審査を行う団体を選定する。
- ③ 上記による選定方法でも決定しない場合には、くじにより面接審査を行う団体を選定する。

2 最上位の総合計得点が同点となった場合

- ① 別記「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第1位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位の団体を、候補者として選定する。ただし、第1位の項目の各採点委員の合計点が同点であった場合には、第2位の項目の各採点委員の合計点を比較する。
以下、第6位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、候補者の団体を選定する。
- ② 上記による選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

別記 選定基準優先順位設定表

■ 堺市金岡公園プール・大浜公園プール及び堺市泉ヶ丘プール

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目
第1位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第2位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第3位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第4位	(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第5位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第6位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

■ 堺市都市緑化センター

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第3位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第4位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第5位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第6位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。